

メンテナンス体制の確認に係る注意事項について

1. 全般的な留意事項

- 体制図に記載する連絡先は、国内のものに限ります。(施行規則第7条2項2号)
- メンテナンス責任者名の横には役職印または会社印を押印してください。(※1)
- メンテナンス責任者となるSPC(特定目的会社)やO&M(運転管理・保守点検事業者)が決まっていない場合は、発電事業者がメンテナンス責任者となり申請してください。(SPCやO&M決定後、運転開始前までには、変更認定申請を提出してください。)
- 体制図には主要設備のメンテナンス体制情報を記載してください。(申請時には主要設備のメーカー及び型式番号が決まっているため、基本的に社名は記載してください。)

※1 50kW未満太陽光発電設備に係る申請については、電子申請のため対象外となります。

2. メンテナンス体制変更時の手続き

認定後に、メンテナンス体制変更の必要が生じた場合は、下表に従い手続きをお願いします。

変更事象		必要な手続き	
		変更認定申請	軽微変更届出
メンテナンス責任者	社名	○(※2)	
	責任者名		○
	連絡先電話番号		○
主要設備 (モジュール、パワコンなど) に係るメンテナンス体制	社名	○(※2)	
	保守部署名		○
	連絡先電話番号		○

※2 事業再編等により社名の変更があった際は、軽微変更届出とし、その事実があったことを証する書面(公表資料など)を添付すること(※1)

3. 参考(施行規則)

(認定手続)

第七条 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

二 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備について、調達期間にわたり点検及び保守を行う者の国内の連絡先並びに当該点検及び保守に係る体制を記載した書類並びに当該設備に関し修理が必要な場合に、当該修理が必要となる事由が生じてから三月以内に修理することが可能であることを証明する書類

(認定基準)

第八条 法第六条第一項第一号の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備について、調達期間にわたり点検及び保守を行うことを可能とする体制が国内に備わっており、かつ、当該設備に関し修理が必要な場合に、当該修理が必要となる事由が生じてから三月以内に修理することが可能である体制が備わっていること。

(軽微な変更)

第十条 法第六条第四項の経済産業省令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

一 認定発電設備に係る点検、保守及び修理を行う体制の変更